

該当法令 | 令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号

令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号の開口部の取扱い

令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号における開口部の「開放できる部分」は、「天井又は天井から下方 80 センチメートル以内の距離にある部分に限る。」と規定されているが、原則として床面から 1.3m 未満の高さにある部分を含まない。

解説

令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する開口部は、非常時の排煙機能を確保するためのものである。また、令第 21 条第 1 項により居室の天井の高さは 2.1m 以上でなければならないが、勾配天井や高さが異なる部分がある天井の場合は同条第 2 項により平均の高さによるものとされている。しかし、勾配天井や高さが異なる部分がある天井の場合は、天井高さが 2.1m 以上確保できない部分が生じ、非常時の排煙機能に支障をきたす恐れがある。

このように、天井高さが 2.1m 以上確保できない部分がある場合は、令第 21 条第 1 項の主旨を踏まえて、原則、床面からの高さ 1.3m 未満の位置に設ける開口部の部分を「開放できる部分」とみなさない。

関連法令等

神奈川県建築行政連絡協議会承認年月日

平成 19 年 5 月 18 日